

## PayCAS Mobile あんしん保証サービス利用規約

2024年10月1日  
SB C&S 株式会社

本規約は、SB C&S 株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供するサービス「PayCAS Mobile あんしん保証サービス」(以下、「本サービス」といいます。)を、当社が提供するキャッシュレス決済サービス「PayCAS」の加盟店向けに提供するための条件を定めるものです。本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解し、これに同意いただく必要があります。なお、本サービスに関して当社がウェブページ等で随時掲載する保証条件その他の取り決めがある場合、これらは本規約の一部を構成するものとし、当該取り決め等と本規約の各条項に矛盾抵触がある場合、本規約の各条項に定める規定が優先して適用されます。

### 第1条(定義)

本規約における用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。

- (1)「本サービス」とは、当社が提供する「PayCAS Mobile あんしん保証サービス」を指します。
- (2)「本サービス利用契約」とは、次条に従って PayCAS 加盟店(次号に定義)と当社との間で成立する、本サービスの利用にかかる契約を指します。
- (3)「PayCAS 加盟店」とは、別途当社との間でキャッシュレス決済サービス「PayCAS」の利用に関する契約を締結した者を指します。
- (4)「契約加盟店」とは、PayCAS 加盟店であって、本サービス利用契約を締結した者を指します。
- (5)「登録端末」とは、本サービス利用契約により保証の対象とされた、契約加盟店が保有する PayCAS Mobile を指し、本サービスに基づく保証(第8号に定義)により交換端末(次号に定義)が提供された場合の当該交換端末を含みます。
- (6)「交換端末」とは、登録端末に保証対象事故(第9号に定義)が発生した際に当社が契約加盟店に提供する端末(原則、次号に定めるリファービッシュ品となります)を指します。
- (7)「リファービッシュ品」とは、回収した端末を当社の基準に従って検査・修理し、外装交換またはクリーニングを行い、正常な動作が確認された端末を指します。
- (8)「保証」とは、保証対象事故が生じた登録端末本体の代替として交換端末本体を当社から契約加盟店に提供し、または登録端末本体の修理を行うことを指します。
- (9)「保証対象事故」とは、本規約に定める保証の対象となる事故であり、第3条第1項各号に掲げる事由の総称を指します。
- (10)「利用開始日」とは、当社によって決定された本サービスの利用開始日を指します。
- (11)「保証期間」とは、利用開始日から本サービス利用契約が終了するまでの期間を指します。

## 第 2 条(本サービスの内容・申込み)

1. 本サービスは、保証期間中に登録端末に保証対象事故が発生した場合、契約加盟店からの申し出に基づき、当社が交換端末の提供または登録端末の修理による保証を行うサービス（これに付帯・関連して当社が提供するサービスを含みます。）です。
2. PayCAS 加盟店は、本サービスの利用を希望する場合、当社所定の方法により利用申込を行うものとします。当社は、かかる利用申込を審査の上、承諾した場合に、当該 PayCAS 加盟店との間で本サービス利用契約が成立するものとします。
3. 当社は、前項の審査において、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込みを拒絶し、または利用申込の承諾を撤回することができるものとします。なお、利用申込を拒絶した場合であっても、当社はその理由を開示する義務を負うものではありません。
  - (1) 本規約に同意しないとき
  - (2) 利用申込の時点で、既に保証対象事故が発生していたとき
  - (3) 過去に本サービス利用契約の対象となっていた登録端末(保証の利用により交換端末として提供された登録端末を含みます。)について、再度本サービスを利用しようとするものであるとき
  - (4) 過去に本サービスの利用料金を不当に免れ、または本規約に違反していたとき
  - (5) その他、当社が不相当と認めたとき
4. 本サービス利用契約の契約期間は、本サービスの利用期間に準じます。本サービスの利用期間は、利用開始日から発効し、利用開始日を含む 13 ヶ月目の月の末日までとし、期間満了の1ヶ月前までに契約加盟店から解約の申し出がない限り、自動的に 12 ヶ月間延長されるものとし、以後も同様(ただし、次項に定める期間が更新限度となります。)とします。
5. 本サービス利用契約の契約期間は、当社が特に別段の期間を定める場合を除き、最長で、端末出荷日が属する月を起点として 49 ヶ月目の末日までを限度とします。契約期間が満了した時点で、端末出荷日から 37 ヶ月を経過している場合(すなわち、仮にその時点から契約期間を更新したとすると、その満了日(更新日の 12 ヶ月後の日)が端末出荷日から 49 ヶ月目の末日を超える場合)には、本サービス利用契約の契約期間を更新することはできません。したがって、必ずしも端末出荷日から 49 ヶ月目の末日まで本サービス利用契約を継続することができるものではないことを、契約加盟店は予め了承するものとします。
6. 一度本サービスの保証対象となった後に本サービス利用契約が終了した登録端末については、この 49 ヶ月が経過する前であっても、原則として、再度本サービス利用契約の対象とすることはできません。
7. 本サービス利用契約の対象とする登録端末の台数は、原則として、PayCAS 加盟店契約における PayCAS Mobile 端末の利用台数と一致することが必要です。別途当社が特に認めた場合を除き、利用中の端末の一部のみを対象として本サービス利用契約を締結することはできません。既に本サービス利用契約を締結している契約加盟店が、PayCAS Mobile

端末の利用台数を追加した場合、当該追加分については、その端末の利用開始日付で、自動的に本サービス利用契約が成立します。

### 第3条(保証の範囲)

1. 本サービスの保証対象事故は、保証期間内に登録端末に発生した、次の各号に定める事故とします。なお、保証対象事故への該非は、当社の判断によるものとします。

(1) 自然故障	登録端末等に付属する取扱説明書および保証書等に従い、正常に保管し使用したにも関わらず故障が発生し、使用ができなくなった状態	【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電源がつかない/充電できない</li><li>・ タッチパネルが全く反応しない</li><li>・ 起動するがネットワークに接続しない</li></ul>
(2) 部分破損	偶発的な事故により、登録端末の外装および主要部品に破損が生じ、かつ正常に決済業務が行えなくなった状態	【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ プリンターの破損</li><li>・ 液晶割れ</li><li>・ 電源部分の破損</li><li>・ 外蓋の破損</li><li>・ 全面・背面のカメラの破損</li><li>・ NFC・ICリーダーの破損</li></ul>
(3) 全損	偶発的な事故により、登録端末に修復困難な故障・破損が生じた場合であって、正常に決済業務が行えなくなった状態	【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大きな傷・変形などがみられる破損</li><li>・ 基盤の故障・破損</li><li>・ 水没による故障・破損</li><li>・ 焼損</li></ul>

2. 登録端末1台あたりの保証の利用回数は、以下のとおりとします。なお、ここでいう「1契約期間」とは、前条第4項に定めるとおり、本サービスの利用開始当初は利用開始日を含む13ヶ月目の末日まで、更新後は12ヶ月間の期間となります。保証の利用は、1契約期間につき以下(1),(2)いずれか一方のみとし、併用することはできません。また、保証の適用により交換端末または修理が提供された後も、利用回数は通算されます。

(1)自然故障、部分破損の場合:1契約期間あたり2回まで

(2)全損の場合:1契約期間あたり1回まで

### 第4条(保証の対象とならない場合)

保証対象事故が生じた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するものと当社が判断した場合は、本サービスの保証対象外とします。

- (1) 登録端末の本体以外(バッテリー、ケーブル、アダプタ等の付属品および消耗品類)に発生した故障等
- (2) 本体以外の故障、または付属品等の不適切な使用に起因して発生した登録端末の故障等
- (3) 登録端末に搭載されるソフトウェアまたはアプリケーション等に生じたバグ、エラー等に起因する不具合
- (4) 電気通信事業者により電気通信サービスが提供されないこと、または契約加盟店が自ら用意した通信設備もしくは通信環境に起因して生じた登録端末の使用不能または不具合
- (5) 本サービス利用契約の契約期間外に発生した事故
- (6) 当社または登録端末のメーカー等が提供する説明書、マニュアル等で禁止されている、または推奨されていない方法や場所で設置・使用・管理その他の取扱いをしたことに起因して生じた故障等
- (7) 前号のほか、契約加盟店の故意または重大な過失により生じた故障等
- (8) 登録端末の自然消耗、変質、変色、傷、汚れ、塗装の剥離等のうち、登録端末の機能に影響のないもの
- (9) コンピューターウイルスによる損害
- (10) 登録端末に改造、分解、解析、ソフトウェアの改造等の形跡がある場合
- (11) 差押え等の国または地方公共団体等の公権力の行使により生じた損害
- (12) 戦争、革命、内乱、暴動、労働争議等により生じた損害
- (13) 火災、地震、噴火、津波、洪水、公害、塩害等により生じた損害
- (14) 核燃料物質、放射能汚染により生じた損害
- (15) 登録端末の紛失、盗難
- (16) 契約加盟店が故障原因その他当社への報告事項について虚偽の、または不正確な申告をした場合
- (17) 本サービスの対価その他の当社に対する債務の支払いを怠った場合
- (18) 契約加盟店が本規約または法令に違反した場合
- (19) 日本国外において発生した故障等
- (20) その他、前各号に準じて本サービスによる保証の対象とすることが不適切であると当社が判断した場合

## 第 5 条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、登録端末 1 台あたり月額 980 円(税別)とします。
2. 月額利用料金の初回発生日は、利用開始日の属する月の翌月 1 日とし、以降毎月 1 日に当月の利用料金が発生するものとします。
3. 当社は、契約加盟店に対し、本サービスならびに PayCAS(関連サービスを含みます)の利用状況等に応じ、当社の裁量的な判断により割引などの優遇措置を講じる場合があります。
4. 当社に支払われた利用料金は、いかなる理由によっても返金されません。

## 第 6 条(支払方法)

1. 契約加盟店は、当社からの請求に基づき、利用料金を、当社指定の方法により支払うものとします。
2. 当社は、本サービスの利用料金にかかる債権について SB ペイメントサービス株式会社(以下「SBPS」といいます)に譲渡できるものとし、契約加盟店は当該債権譲渡につきあらかじめ承諾するものとします。なお、当該債権譲渡は、当社が本サービスの利用料金にかかる債権を取得した時点で、その都度実行されるものとし、個別の債権譲渡通知は実施しないものとします。
3. 契約加盟店は、本サービスの利用料金を、当社の債権譲渡先である SBPS に対して支払うものとします。なお、かかる支払いは、次のいずれかの方法により行うものとします。
  - ① 別途、契約加盟店が SBPS と締結する、決済サービスの利用に関する契約に基づいて SBPS から契約加盟店へ対して支払われるべき売上金の額との差し引き(相殺)
  - ② SBPS が発行する請求書に基づく銀行振込(手数料は契約加盟店負担)
4. 前項に拘わらず、契約加盟店は、本サービス利用契約が中途解約または解除された場合における残存月数相当の利用料金(第11条第4項参照)について、当社または SBPS が発行する請求書に従って、一括して支払うものとします。

## 第 7 条(保証の利用)

1. 契約加盟店は、保証期間中に保証対象事故が発生した場合、当社所定の方法により保証を申し込むことができます。
2. 当社は、契約加盟店からの保証申込を受け、自ら定める基準に従って保証の適用可否を審査の上、承諾した場合、交換端末を契約加盟店に提供するか、登録端末の修理を行うことにより保証を行います。
3. 保証の対象外となる事由は、第4条に定めるとおりとします。

## 第 8 条(交換端末の提供と所有権)

1. 当社は、保証の適用対象と判断した場合、契約加盟店に交換端末および付属品を提供するか、登録端末の修理を行います。ただし、第 4 条第 1 号所定のとおり、付属品は本サービスによる保証として提供されるものではありません。
2. 交換端末は、原則としてリファービッシュ品とします。ただし、当社の判断により新品を提供する場合があります。
3. 交換端末の所有権は、契約加盟店による受領をもって当社から契約加盟店に移転するものとします。

## 第 9 条(登録端末の返却等)

1. 契約加盟店は、交換端末の受領後 14 日以内に、故障端末を当社に返却するものとします。当社が送付を指示する付属品等がある場合は、これを故障端末とあわせて送付するものとします。
2. 契約加盟店が期日までに登録端末を返却しない場合、当社は契約加盟店に対し、違約金として端末代金相当額を請求することができるものとします。
3. 交換対象となった登録端末(故障端末)の所有権は、契約加盟店が交換端末を受領した時点で当社に帰属します。当社は、第 1 項により返却された故障端末を、当社の裁量で利用・処分等できるものとします。
4. 当社は、返却された登録端末内のデータ等の消去を行うことができるものとします。また、当社は、いかなる場合であっても、返却された登録端末内のデータの復旧や返還には応じないものとします。
5. 前項の定めにとらわらず、登録端末内のデータ等消去に起因して契約加盟店に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 10 条(禁止事項)

契約加盟店は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはならないものとします。これらのいずれかに該当した場合、当社は本サービス(保証を含みますがこれに限りません)の提供を中止または拒絶することができるものとします。また、これにより契約加盟店に損害または不利益が生じたとしても、当社は何らの責任を負いません。

- (1) 本サービスの利用申込時、保証申込時、その他本サービス利用に際し、虚偽または不正確な申告を行うこと
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為
- (4) 本サービスの運営を妨害する行為
- (5) 法令、公序良俗に反する行為
- (6) その他当社が不適切と判断する行為

## 第 11 条(解約・解除)

1. 契約加盟店は、解約希望月の満了日の 1 ヶ月前までに当社所定の方法により通知することで、解約希望月の末日付で本サービス利用契約を解約できるものとします。
2. 理由の如何を問わず、契約加盟店が PayCAS 加盟店ではなくなった場合、その時点で本サービス利用契約も同時に解約されるものとします。また、登録端末にかかる PayCAS の利用契約が終了した場合(PayCAS において複数の登録端末を利用する加盟店が、端末台数

を減数する場合等をいいます。)も、その時点において当該登録端末にかかる本サービス利用契約も同時に解約されます。

3. 当社は、契約加盟店が以下のいずれかに該当する場合、契約加盟店への通知および催告なく直ちに本サービス利用契約を解除できるものとします。
  - (1) 本件サービスの対価その他の当社に対する債務の支払いを怠ったとき
  - (2) 第2条第3項各号のいずれかに該当する事由があることが判明したとき
  - (3) 前二号の場合を除き、本件サービス提供条件の違反の是正を求める書面が当社から受領後、15日間是正がなされないとき
  - (4) 他の債務により強制執行をうけ、もしくは会社更生、破産、民事再生手続開始等の申し立てがなされたとき
  - (5) 解散又は事業譲渡の決議を行ったとき
  - (6) 支払停止又は手形交換所の不渡り処分を受けたとき
  - (7) その他著しい信用の悪化、背信行為のあったとき
  - (8) 前各号の他、本サービスの利用が不適当と当社が判断した場合
4. 本サービス利用契約の有効期間中に本サービス利用契約が終了する場合(疑義を避けるため、第1項に基づき有効期間途中で契約加盟店が解約した場合に加え、第2項に基づき解約され、または前項に基づき当社が解除する場合を含みます。)であっても、その時点で未経過である有効期間の残存月数相当の利用料金が発生します。

## 第12条(免責事項)

1. 当社は、本サービスが円滑に提供されるよう努めますが、契約加盟店は、不可抗力その他当社都合により保証の提供に一時的に遅延、変更、中断、および停止が生じる可能性があることを理解し、これを承諾するものとします。
2. 保証により提供された登録端末(交換端末および修理後の端末を含みます)の機能に通常の使用上の支障がある場合、当社はその判断によって、改めて交換端末の提供または修理を行うものとし、これを当社の責任の全てとします。
3. 当社は、本サービスに関して契約加盟店に生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
4. 原因および法的根拠の如何を問わず、当社が契約加盟店に対して負担することのある損害賠償責任の額は、いかなる場合においても、当該損害の原因となった対象端末にかかる本サービス利用契約において現に支払われた本サービス利用料金の総額を超えないものとします。

## 第13条(個人情報の取り扱い)

当社は、本サービスの提供に際して取得する契約加盟店の個人情報を、本サービスの提供及び運営、当社サービスの案内等に利用するほか、当社が定めるプライバシーポリシーに準拠して取り扱います。

## 第 14 条(本サービスの変更・終了)

1. 当社は、その単独の裁量により、いつでも本サービスの内容を変更、追加または廃止(総称して以下「変更等」といいます)することができるものとします。
2. 本サービスの変更等を行う場合であって、変更等の内容の重大性などに鑑みて必要であると当社が判断したとき、または本サービスの全部を廃止するときは、当社は、変更等の内容について予め契約加盟店に通知または公表することで周知します。
3. 本サービスの全部が廃止される場合、当該廃止の日をもって本サービス利用契約は終了します。
4. 当社は、本サービスの変更等によって契約加盟店その他の第三者に損害が生じた場合であっても、これを賠償または補償する責任を負いません。

## 第 15 条(存続条項)

本サービス利用契約の終了後においても、第 12 条(免責事項)、第 14 条(本サービスの変更・終了)、本条(存続条項)、第 16 条(損害賠償)、第 18 条(譲渡禁止)および第 20 条(準拠法・合意管轄)の各規定はなおも有効に存続します。

## 第 16 条(損害賠償)

契約加盟店が本規約に違反したまたは契約加盟店の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社は契約加盟店に対しかかる損害(弁護士等の専門家費用を含みます)の賠償を請求できるものとします。

## 第 17 条(委託)

当社は、本サービスの運営および提供に関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

## 第 18 条(譲渡禁止)

契約加盟店は、本サービス利用契約に基づく権利義務ならびに本サービス利用契約上の地位を、いかなる場合であっても第三者に譲渡、貸与または担保に差入れ、その他の処分をしてはなりません。

## 第 19 条(協議解決)

本規約に定めのない事項、または本規約に関して疑義が生じた場合、両者は誠意を持って協議し解決に努めるものとします。

## 第 20 条(準拠法・合意管轄)

本規約は日本法に準拠し、本サービス利用契約または本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 21 条(規約の変更)

1. 当社は、必要と判断した場合、自らの裁量により本規約を変更することができます。ただし、本規約を変更する場合、変更の効力発生日までに合理的な期間を置いて予め、書面(電子メールを含む)で通知しまたは当社所定のウェブサイトに掲載することにより、本規約を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生日を周知します。
2. 契約加盟店は、前項による本規約の変更に同意しない場合は、当社所定の方法により本サービス利用契約を解約することができます。ただし、かかる解約により契約加盟店に損害が生じたとしても、当社はこれを賠償する責を負いません。
3. 契約加盟店より、本規約の変更の効力発生日前日までに前項に従った解約の申し出がない場合は、本規約の変更に同意したものとみなし、効力発生日より変更後の規約が適用されます。

以上